

旭川市木造住宅無料耐震診断実施要領

(目的)

第1条 この要領は、住宅の耐震化の誘導を図り、地震の被害から市民の生命及び財産を保全するため、戸建て木造住宅を対象として、市が無料で耐震診断を行うことに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき、市が行う耐震診断をいう。
- (2) 申請者 この要領による耐震診断を受けようとする住宅の所有者

(耐震診断の対象とする住宅)

第3条 耐震診断の対象とする建築物は、本市内に存する住宅で次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築した住宅であること。
- (2) 木造の在来軸組工法部分を含む3階建て以下の専用又は兼用住宅であること（耐震診断の対象は、在来軸組工法部分のみ）。ただし、同一階で混構造の部分があるものを除く。
- (3) 既にこの要領による耐震診断を実施した住宅でないこと。
- (4) 旭川市住宅耐震診断補助事業実施要綱による耐震診断を実施した住宅でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める住宅は、耐震診断の対象とすることができる。

(対象者)

第4条 耐震診断の対象とする申請者は、前条の住宅の所有者とする。

(耐震診断方法)

第5条 耐震診断は、財団法人日本建築防災協会発行の「一般診断法による診断の実務」附属の「一般診断法による木造住宅の耐震診断プログラム（一般診断法）」によって行い、上部構造評点による判定結果を申請者に報告する。

また、必要に応じ、財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」による精算法による計算を行う。

2 耐震診断は、申請者からの申告及び図面に基づき行い、現地調査は実施しない。

(診断料)

第6条 耐震診断の診断料は、無料とする。

(耐震診断の申請)

第7条 耐震診断の申請は、旭川市木造住宅無料耐震診断申請書(様式第1号)に耐震診断の対象としようとする住宅の図面(仕上げ表、寸法の記入のある各階平面図で筋かい等の位置及び仕様のわかるもの)の写しを添えて申請者が行う。

(台帳の整備)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、旭川市木造住宅無料耐震診断台帳(様式第2号)に記載する。

(耐震診断結果報告)

第9条 市長は、耐震診断が終了したときは、速やかに旭川市木造住宅無料耐震診断結果報告書(様式第3号)を申請者に交付する。

(市民への周知)

第10条 市民への周知を行うため、パンフレットの窓口配布及び旭川市ホームページへの情報の掲載を行う。

(書類の保存)

第11条 市長は、第7条及び第8条による書類を耐震診断を実施した年度の翌年度の初日から、5年間保存する。

2 申請者は、第9条による書類を耐震診断を受けた年度の翌年度の初日から、5年間保存する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。